平成20年3月期 決算の状況

損益の状況

コア業務純益

貸出金利息が増加したものの、有価証券利息の減少や預金利息の増加により資金利益が減少したこと等から、前期比12億円減少の193億円となりました。

※コア業務純益＝
業務純益 － 国債等債券損益 － 一般貸倒引当金繰入額

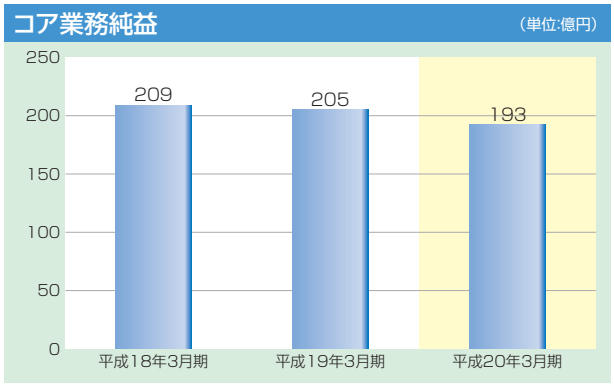

経常利益・当期純利益

経常利益は、不良債権処理額が減少したものの、国債等債券損益が減少したこと等から、当期は9億円の経常損失となりました。

また、当期純利益は、償却債権取立益が増加したことに加え貸倒引当金戻入益が発生するなど、与信関連費用が大幅に減少した結果、前期比12億円減少の50億円となりました。

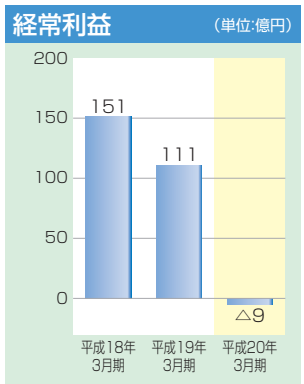

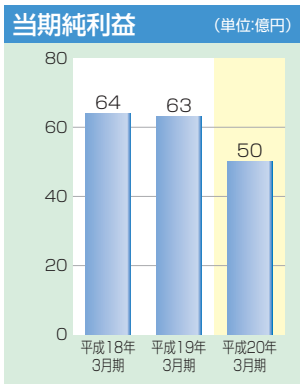

配当政策

当行は、適正な内部留保の充実により経営体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続を基本方針とするとともに、体力に応じて増配や無償交付を実施するなど、常々特段の配慮をしてまいりました。

当期につきましては、期末配当金は1株につき3円00銭とし、これにより、当期の配当金は中間配当金3円00銭と合わせて年間6円00銭となりました。

また、内部留保資金につきましては、サービス向上のための機械化や店舗設備等に投資するとともに、効率的な資金運用により安定収益の確保に努め、なお一層強固な経営体質を確立してまいる所存であります。

預金・貸出金・有価証券の状況

預金

預金残高は、個人預金が堅調に推移したこと等から、前期比17億円増加の3兆9,464億円となりました。

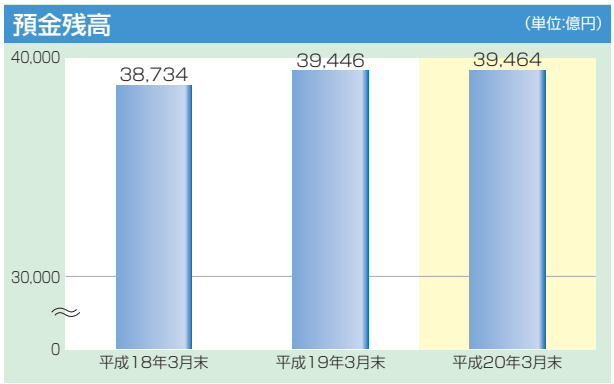

平成20年3月期 決算の状況

貸出金

貸出金残高は、事業性融資や個人ローンの増強に努めた結果、前期比488億円増加の2兆6,942億円となりました。

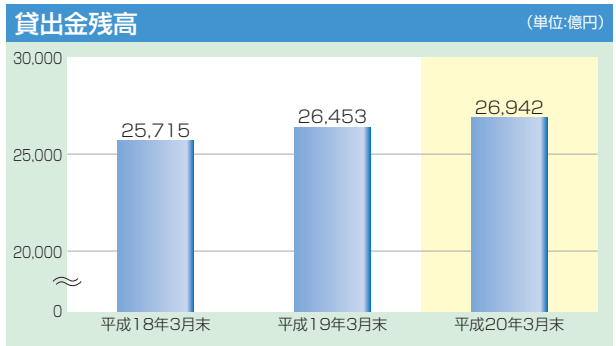

有価証券

有価証券残高は、国債等の引受に協力させていただくとともに、市場の動向を注視して効率運用を行いました結果、前期比1,594億円減少の1兆5,407億円となりました。

また、有価証券評価損益は、相場の下落等により株式評価益が減少したことから、マイナス90億円となりました。

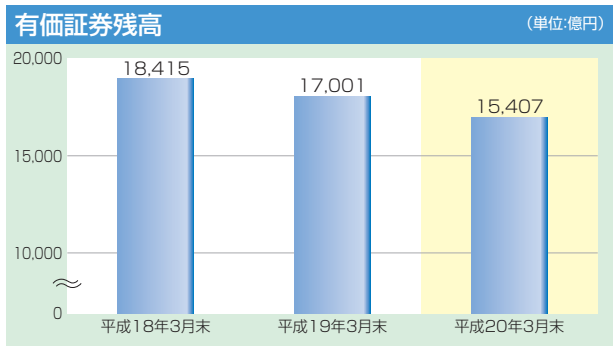

自己資本比率の推移

平成20年3月末の自己資本比率は単体ベースで10.53%、連結ベースで10.78%となり、国内基準行に対して求められている4%を大きく上回っています。

また、基本的項目のみで算出するTier Ⅰ比率でも、単体ベースで9.17%、連結ベースで9.42%と、高い水準を確保しています。

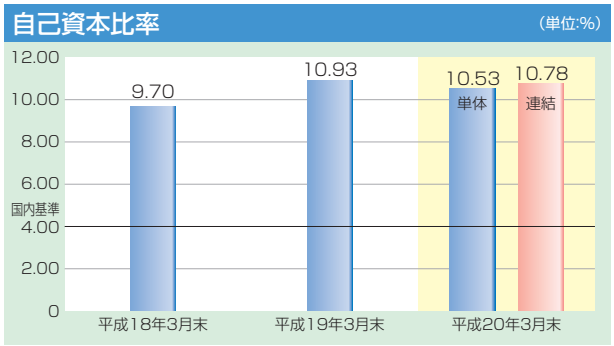

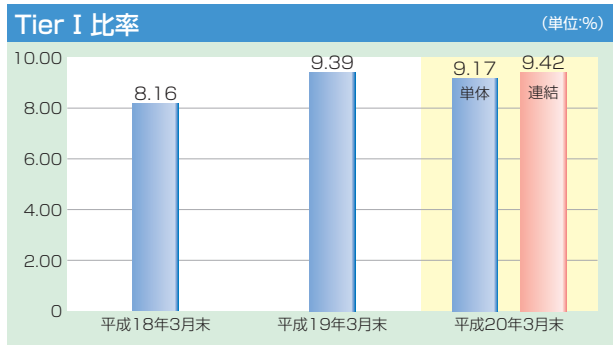

用語解説

自己資本比率

総資産に対する自己資本の割合で、銀行の健全性を測る代表的な指標の一つ。国内基準（4%以上）、国際基準（8%以上）があり、当行のように海外に営業拠点を持たない銀行は、国内基準をクリアすることが求められている。

なお、平成19年3月末からは新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）により算出している。

Tier Ⅰ比率

自己資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等の基本的項目(Tier Ⅰ)と一般貸倒引当金などの補完的項目(Tier Ⅱ)で構成されている。Tier Ⅰ比率とは補完的項目を除く自己資本比率のことで、一般的にこの比率が高いと「自己資本の質が高い」と言われている。

不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権

金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）に基づき、お取引先の財政状態や経営内容などをもとに資産を査定し、以下の区分で開示しています。

金融再生法基準の不良債権残高は、平成20年3月末現在で1,054億円、債権額に占める不良債権の割合については3.86%となっています。

（単位:億円）

	平成20年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	66
危険債権	644
要管理債権	343
小計①	1,054
正常債権	26,217
合計②	27,271
債権額に占める割合 ①÷②	3.86%

金融再生法に基づく開示債権の構成比

（平成20年3月末現在）

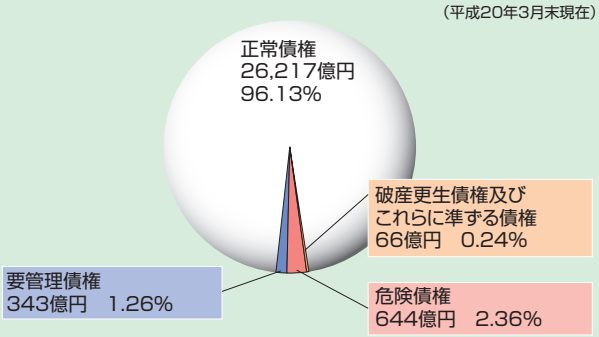

金融再生法開示債権額と不良債権比率の推移

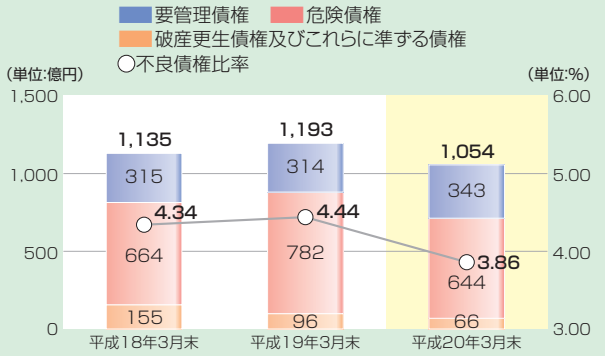

用語解説

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権

要管理債権
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権）

リスク管理債権

リスク管理債権は、銀行法上の「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」です。平成20年3月末のリスク管理債権は、1,052億円となりました。

（単位:億円）

	平成20年3月末
破綻先債権額	23
延滞債権額	684
3ヵ月以上延滞債権額	28
貸出条件緩和債権額	315
合計	1,052

用語解説

破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法・破産法などの法的手続きが取られている債務者や手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金

延滞債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

平成20年3月期 決算の状況

自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況

当行は、資産の健全性の維持・向上を図るため、お取引先の経営状態および財政状態をもとにした厳格な自己査定を行い、適正な引当・償却を実施しています。

平成20年3月末の自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況は以下のとおりとなっています。自己査定の債務者区分別の残高は、「正常先」は24,010億円、「その他の要注意先」は2,062億円、「要管理先」は487億円、「破綻懸念先」は644億円、「実質破綻先」は42億円、「破綻先」は23億円となっています。

自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況【単体】（平成20年3月末現在）

（単位:億円）

自己査定結果（債務者区分別）
対象:貸出金等与信関連債権

区分 与信残高	分類 Ⅰ分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
破綻先 23	7	16	—（0）	—（—）
実質破綻先 42	18	24	—（2）	—（0）
破綻懸念先 644	441	126	76（193）	
要注意先 要管理先 487	96	390		
要注意先 その他の要注意先 2,062	1,170	892		
正常先 24,010	24,010			
合計 27,271	25,744	1,450	76（197）	—（0）

金融再生法開示債権
対象:要管理債権は貸出金のみ
その他は貸出金等与信関連債権

区分 与信残高	担保等による保全額	貸倒引当金	保全率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 66	62	3	100%
危険債権 644	373	193	88.0%
要管理債権（貸出金のみ） 343	106	71	51.9%
小計 1,054	543	269	77.0%
正常債権 26,217			
合計 27,271			

リスク管理債権
対象:貸出金

区分	貸出金残高
破綻先債権	23
延滞債権	684
3ヵ月以上延滞債権	28
貸出条件緩和債権	315
合計	1,052

（注1）貸出金等与信関連債権：貸出金、支払承諾見返、外国為替、銀行保証付私募債、貸付有価証券、貸出金に準ずる仮払金、未収利息
（注2）破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の自己査定における分類額
Ⅰ分類　…引当金、優良担保（預金等）・優良保証（信用保証協会等）等でカバーされている債権
Ⅱ分類　…不動産担保等一般担保・保証等でカバーされている債権
Ⅲ・Ⅳ分類…全額または必要額について償却・引当を実施、引当済分はⅠ分類に計上
破綻先及び実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類は全額引当済
（注3）自己査定結果（債務者区分別）における（　）内は、分類債権に対する引当額です。